

再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書

誤判により有罪判決を受けた冤罪被害者を救済する再審制度については、刑事訴訟法「第4編 再審」(以下「再審法」という。)に規定が設けられているが、再審が認められることは稀であり、冤罪被害者救済は容易には進んでいない。

冤罪は、犯人とされた者やその家族の人生を狂わせる国家による人権侵害である。それゆえ、我が国では憲法において多数の刑事手続関連条項を設け、刑事訴訟法等の法律を充実させることによって、冤罪の発生を防止しようとしてきた。しかしながら、人の運用する制度である以上、時に誤判が生じるおそれは払拭できず、誤判により生じた冤罪被害者は迅速に救済されなければならない。

救済が容易に進んでいない要因として、刑事訴訟法の再審に関する規定の少なさや、それによる個々の裁判体の裁量が大きいことも指摘されているが、中でも特に重要な課題として、①再審請求手続において証拠開示規定が存在しないこと、②再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより審理が長期化すること、③再審請求手続の規定が整備されておらず、請求人の手続保障が十分になされていないことの3点が挙げられている。

近年ようやく、再審事件や冤罪被害に対する社会的関心が高まり、日本弁護士連合会などから再審法の問題点も指摘されている中で、地方議会においても再審法改正を求める意見書が採択されている状況にある。再審・冤罪に関する問題は、国民の誰もが関わり得る重要なテーマと意義を持つものである。

については、国におかれては、冤罪被害者を迅速に救済するため、再審法改正に向けた議論を速やかに行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣

提出日：令和6年7月1日

提出者：八幡市議会議員 奥村順一

賛成者：八幡市議会議員 太田克彦 寺田圭佑 鷹野雅生 小川直人

中村正公 澤村純子

議決結果：令和6年7月1日原案可決